2026年5月28日

予備２９－２９

肢１　１２条２項

性質上，権利を分割することはできない。一部裏書は無効。

債権と証書は化体している。単純な約束。証書をわけることはできない。

肢２　７７条，４３条

債権の行使は自由が原則だが，それを認めると手形振出人に重い責任が発生する。

そこで，手形上の確実に決済ができるよう債権者にも協力させるべき。

したがって，適正に行使したものに遡求権を与えることで，権利行使を促している。

肢３　１８条

取立委任裏書。DはCの取立について委任を受けているにすぎない。

Cに戻された時は，抹消しなくても連続があるとして請求できる。

手形上の事情として，Cが権利者だからである。

肢４

Cは，満期からの遅延損害金は請求できない。

請求時から起算される。満期に呈示をしていない以上，満期から遅延損害金を負うとすることは不当である。

肢５　１４条２項３号

Cは，署名をしていないので，担保責任を負わない。

予備２９－３０

肢１　手形小切手百選３６第７版最大判４３．１２．２５　　１７条ただし書の趣旨
　権利の濫用。後者の抗弁
　原則，手形と実体は別。無因性。
　手形上の権利を承継しているので，行使できるが原則。
　不都合，Ｃに不当な利益が帰属することになる。
　請求を制限する必要あり。権利濫用の抗弁

肢２　手形小切手百選３５第７版最判４５．７．１６
　固有の経済的利益はなし。
　原因関係消滅，ただ，手形無因。権利行使ができるが筋。
　しかし不都合，支払いが循環するため。請求を制限する必要があり。
　人的抗弁の切断趣旨，手形上の取引安全。
　Ｃは，手形上取引上，保護に値しない。１７条但書で請求制限。

肢３　手形小切手百選２７第７版最判４０．４．９　　１７条ただし書の趣旨
　隠れた取立委任裏書と同視しうる

肢４　手形２０条１項，１７条
　翌日でも，支払拒絶証書作成前であれば，通常の裏書。
　人的抗弁切断される

肢５　１８条１項，２項
　Ｂの抗弁であれば対抗できる。

予備３０－１６

肢１

発起人の責任は，全員の署名が必要。代表だけ署名があった場合，他の発起人が責任を負わなくなってしまう。責任の所在を明確にするため。

肢２

２８条３号。報酬については，定款に記載する必要がある。

設立前の会社と，設立後の会社は，形式には別だが，実質同一。

設立前の会社の目的（すなわち会社設立の目的）の範囲内で事実上（経済上），必要な範囲は引き継ぐ（開業準備は入らない)。

この場合，発起人の報酬は，設立の目的を達成する上で，事実上（経済上）必要なものと考えられる。そのため，当然に設立後の会社が負担すべきとも。当然に負担すると，発起人の権限の濫用などにより，設立後の会社の資産を危うくする恐れがある。資本充実との関係で，問題が生じる。そこで，法は，定款に記載をすることと要求している。記載をもって予見可能性ありとする。４号の設立費用と方向性は同じ。

肢３

定款を発起人が定めた場所に備える必要あり。発起人が，内容を確認できるようになっている。

肢４

３２条１項３号。定款の定めがないときは発起人の全員の同意を必要とする。

設立後に資本金の額について，発起人全員に責任を負わせるためと考えられる（５３条１項)。

肢５

１０２条６項

詐欺，強迫があれば民法上の原則によれば取消せるとも。不都合，創立総会で取消されると，決議に影響が出る場合がある。安定性が害される。取消を制限する必要あり。

権利行使後は，外形上，容認していると見える。その後取消すのは，矛盾挙動と考えらえる。

予備３０－１７

肢ア

株式名簿の記載がなければ，株式会社その他の第三者に対抗できない。

その結果，会社は，名簿にいなかったら，譲受人を株主として取り扱ってはいけないのか。不都合，実体があって，手続が欠けただけで，本来の権利が行使できないのは問題。

本件の場合，譲渡人が行使できることになってしまう。常に譲渡人に行使されるのは，会社として不利益な場合もあるだろう。

これを考慮すると，実体を優先すべき。すなわち，譲渡人に権利行使をさせる必要がある。１３０条１項。会社の事務手続の便宜。会社からその利益を放棄することは可能。

肢イ

検査役の選任（少数株主権，３５８条１項１号)。権利行使後は，保全のため新株発行後でも調査できるのでは。不都合，業務執行が遅くなり，全体の利益が害される。

迅速に業務執行を行わせるべき。したがって，不適法となる。

請求者の保護は，事後的な責任（８４７条）の話となるだろう。

肢ウ

会計帳簿（計算書類を作るための元帳)。請求を行う株主（少数株主権※濫用のおそれあるから）は，理由は明らかにする必要ある。会社の内部情報になるので，危険があるから。

事実について，立証が必要かといったら不要。確かに，濫用の恐れがあるので，立証まで必要では。不都合，請求が遅くなる，株主の負担が重くなる。そこで不要。

請求者の権利濫用の危険については，会社側（４３３条２項）で判断することになる。

肢エ

４３３条２項３号。主観的意図がないときでも，拒める。明文は目的の記載なし。２項１号，２号は目的。３号も目的が必要なのではないか。不都合，会社側の利益が害される。情報等が競争相手に漏れるので。制限する必要がある。そこで，条文通り拒絶目的不要。

なぜ，閲覧拒絶できるか。その目的を理解することが大事。

肢オ

権利義務は，承継が原則。株主としての権利も承継するのが筋。

もっとも，決議取消の訴え（共益権），請求者が自分の意思で行使したものであって，性質上，一身専属権として，例外的に承継しないのでは。

不都合，違法，取消事由があった場合に，偶然の事情で請求を免れることになる。

承継を認める必要あり。共益権も自益権の価値を実現するためのもの。密接不可分，共益権のみをもって一身専属とはならない。原則通り。

共益権：

株主が会社の経営に参加し、会社の経営を監督・是正する権利です。 共益権の中心を成すのは、株式総会での議決権です。

予備３０－１８

肢ア

有利発行の場合，特別決議。有利発行でない場合は特別決議不要。普通決議で足りる。

実質的に考えても，特別決議を要求すると，ストックオプションが取りづらくなり会社にとっても不利益。

ストックオプション。会社の業績があがれば株価に反映されるので，報酬の代わりとして行われるもの。成果に応じで，支払いができるので，会社としても活用のメリットが考えられる。

肢イ

合併後も，予約権として存続する旨を定めることができる。

イメージ，ベンチャー企業が伸びて，大手企業に買収されて合併したような場合，取締役が責任者として残る場合などが考えられるだろう。さらなる業績アップを期待して，新株予約権を持てた方が便利である。

肢ウ

買取請求できない。新株予約権の段階では，まだ出資していない。株式のように投下資本の回収という話は出てこない。

また，一方的な買取を認めることは，会社にとって不利益になる恐れある。

例えば，取締役が途中でやめるような場合（ストックオプションの新株予約権）を保有。その時に，業績を上げてないようなものだった場合に，一方的な請求を認めるは問題。

肢エ

著しく不公正な方法で発行が行わる時は，やめること請求できる。経営上の争いがあるような場面を想定。本来は契約自由であるが，支払比率の変更など株主の利益が不当に害される恐れあり

肢オ

新株予約権。株式をもらう権利。株式の大きさに依存する。予約権を分割併合しても，法律関係が複雑になるだけ。実際に行使する場面を想定すると分かる。